

～食品事業者の皆様へ～

全ての加工食品に 原料原産地表示が必要になります

食品表示法に基づく食品表示基準が平成29年9月1日に改正され、全ての加工食品（輸入品を除く）の**重量割合上位1位の原材料について原料原産地の表示が必要になります。**

なお、平成29年9月1日から令和4年3月31日までが経過措置期間ですが、包材の発注等に混乱が生じないように、計画的に表示の切替え等を行ってください。

※原料原産地表示の具体的な表示方法や表示をする際のルールについては、消費者庁の下記のページで確認して下さい。

http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/country_of_origin/index.html

※原料原産地表示とは別に、平成27年4月1日より、全ての加工食品に栄養成分表示が義務付けられたほか、アレルギー表示に係るルールが変更されました。（経過措置期間は令和2年3月31日まで）

<http://www.caa.go.jp/foods/index18.html>

青 森 県

表示方法は、「国別重量順表示」(対象となる原材料が加工食品である場合は、「製造地表示の国別重量順表示」)を原則としつつ、これが困難な場合には、「又は表示」や、「大括り表示」を行うことができます。

~~~表示方法のイメージ図~~~

【原則①】 国別重量順表示

重量割合上位1位の原材料が生鮮食品の場合は、その産地を表示する。2か国以上の産地の原材料を混合し使用する場合は、重量の割合の高い順に国名を表示する。

名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉(アメリカ産、国産、その他)、豚脂肪、..

【原則②】 製造地表示の国別重量順表示

重量割合上位1位の原材料が加工食品の場合は、原則としてその製造地を表示する。

(アメリカ製造、国内製造、青森県製造 等)

※ただし、重量割合上位1位の原材料に使われた生鮮食品の産地がわかっている場合は、その産地を表示することもできる。

名 称	チョコレートケーキ
原材料名	チョコレート(ベルギー製造)、小麦粉、..

名 称	チョコレートケーキ
原材料名	チョコレート、小麦粉、..
原料原産地名	ガーナ(カカオ豆)、インドネシア(カカオ豆)

産地や製造地の切替えなどのたびに容器包装の変更が生じると見込まれ国別重量順表示が困難な場合、以下の例外により表示できる。

・2か国の場合

【例外①】 又は表示

・製造地表示の場合は、
(アメリカ製造又は国内製造)

名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉(アメリカ産又は国産)、豚脂肪、..

※豚肉の産地は、令和〇年の使用実績順

・3か国以上の場合

選択可

【例外①】 又は表示

名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉(アメリカ産又はカナダ産又はデンマーク産)、豚脂肪、..

※豚肉の産地は、令和〇年の使用実績順

・製造地表示の場合は、
(アメリカ製造又はカナダ製造又はデンマーク製造)

【例外②】 大括り表示

名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉(輸入)、豚脂肪、..

・製造地表示の場合は、(外国製造)
・国産と混合がある場合は、(輸入、国産)(外国製造、国内製造)

・輸入と国産の重量順
が表示不可能

【例外③】 大括り表示＋又は表示

名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉(国産又は輸入)、豚脂肪、..

※豚肉の産地は、令和〇年の使用実績順

・製造地表示の場合は、(国内製造又は外国製造)

自社の製品がどの表示にあてはまるか、 イメージ図を参考に検討をお願いします

【国別重量順表示】

使用している原産地を、重量の割合の高いものから順に表示します。また、重量順位が3位以下の原産地は、「その他」と表示することもできます。

【製造地表示】

対象となる原材料が中間加工原材料である場合は、原則として、当該中間加工原材料の製造地を表示します。

【又は表示】

原産地として使用可能性がある複数国を、使用が見込まれる重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示する方法です。一定期間における国別使用実績又は使用計画からみて、国別重量順表示が困難な場合で、以下の条件を満たす場合に限り表示できます。

- ・**根拠書類の保管** ・過去の使用実績又は今後の使用計画に基づく表示である旨を付記
- ・過去の使用実績又は今後の使用計画における平均使用割合が5%未満の原産地は、原産地の後ろに(5%未満)と表示

【大括り表示】

3以上の外国の原産地表示を「輸入」又は「外国製造」と括って表示する方法です。一定期間における国別使用実績又は使用計画からみて、国別重量順表示が困難な場合には、「大括り表示」を用いることができますが、**根拠書類の保管**が条件となります。

【大括り表示＋又は表示】

国産を含む4カ国以上の産地を使用し、輸入と国産の重量順表示が困難な場合で、【又は表示】と同様の条件を満たす場合に限り表示できます。

◆業務用生鮮食品、業務用加工食品について◆

最終製品において原料原産地名の表示の対象となる原材料に該当する業務用食品については、**業者間においても、原料原産地の情報を伝達する必要があります。**

- 業務用生鮮食品・・当該業務用生鮮食品の原産国名
- 業務用加工食品

- ①「実質的な変更」に該当しない単なる切断、小分け等を行い消費者に販売されるものは、当該業務用加工食品の重量割合上位1位の原材料の原産地名 等
- ②最終製品の加工又は製造の際に原材料の一つとして使用されるもので、最終製品において、重量割合上位1位の原材料となるものは、当該業務用加工食品の原産国名又は国内製造である旨。(最終製品において、生鮮食品の状態まで遡って産地を表示する場合は、当該業務用加工食品の重量割合1位の原材料に使用された生鮮食品の原産地の表示が必要です。)

【原料原産地表示に関するお問合せ先】

原料原産地表示に関する疑問点、ご相談のほか、違反が疑われる情報も受け付けます。

消費者庁

食品表示企画課（相談の受付） ☎03-3507-8800（代）
表示対策課（被疑情報の受付） ☎03-3507-8800（代）

農林水産省

消費・安全局消費者行政・食育課 ☎03-3502-7804

青森県内の相談窓口

[部署名]	[電話番号]	[担当地域]
農林水産部 食ブランド・流通推進課	017-734-9351	県内全域
東青農林水産事務所	017-734-9961	青森市、東津軽郡
中南農林水産事務所	0172-33-2903	弘前市、黒石市、平川市、南津軽郡、中津軽郡
三八農林水産事務所	0178-27-5111 (内線222)	八戸市、三戸郡
西北農林水産事務所	0173-34-2111 (内線252)	五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡
上北農林水産事務所	0176-23-4281	十和田市、三沢市、上北郡
下北農林水産事務所	0175-22-2685	むつ市、下北郡

※各農林水産事務所の相談窓口は、農業普及振興室に設置しています。

青森県の食品表示ホームページはこちら

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/brand/110ban00.html>

青森県 食品表示

検 索

【このリーフレットに関する問い合わせ先】

青森県 食ブランド・流通推進課

青森市長島1丁目1-1

電 話：017-734-9351

FAX：017-734-8086